

【論 文】

# 「知的障害者の性的表現・行動に対する態度尺度」の 構成要素

—スコーピングレビューに基づく尺度項目の検討—

延原 稚枝\*, 門下 祐子\*, 武子 愛\*\*,  
酒井 理香\*\*\*, 名川 勝\*\*\*\*

**要旨**：本研究は、「知的障害者に対する性的態度尺度（以下、尺度）」の構成要素を明らかにしたうえで、日本における知的障害者に関する性的態度尺度調査での使用可能性を検討することを目的とした。研究方法はスコーピングレビューを採用し、Web of Science, CINALE および CiNii を用いて尺度を抽出した。尺度の項目は質的コーディング分析を行った。その結果、性の健康、性欲、性行動（1人・性別断定しない・同性・異性）、ライフイベント、性教育、生活環境、権利の尊重、優生思想、セクシュアリティに関する社会の態度、セクシュアリティの概念の13カテゴリが抽出された。カテゴリの横断的検討から、尺度は回答者が知的障害者も性的人権を享有する主体と認識しているかを検討する構成であることが明らかになった。また「生殖」に関連する項目が極めて多く、尺度構成者および研究者の「生殖と性行為に関する規範」に対する関心の高さがうかがえた。

**Key Words**: 知的障害, 性的表現, 態度尺度, 性規範, 人権

## 1. 問題の背景と目的

障害者の権利に関する条約・第23条家族及び家庭の尊重、第25条健康において、障害者のセクシュアリティ<sup>1)</sup>に関する権利が謳われ、締約国はその権利擁護の責務を負うこととなった。また、世界性の健康学会（WORLD ASSOCIATION FOR SEXUAL HEALTH）の「性の権利宣言」では、性的側面も普遍的人権であることが確認されている。とりわけ知的障害のある成人（以下、知的障害者）は、障害者の中でも強い性・生殖に関する差別・偏見に晒されてきた。Aunos & Feldman（2002：293）によって、「知的障害者の性と子育てに対する社会の態度は、彼らが社会の一員として完全に包摂されるための『最後のフロンティア』と称されるほどである。しかし、知的障害者のセクシュアリティの権利に関する議論は決して新しいものではない。Nilje（= 1998：26）は、1969年にはノーマ

2022年3月31日受付／2022年10月5日受理

\* 筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群 博士後期

\*\* 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科社会福祉学専攻 博士後期

\*\*\* 日菜多助産院

\*\*\*\* 筑波大学人間系

ライゼーションの原理の 1 つとして「男女が共に住む世界に暮らすこと」をあげた。そして 1985 年には「その文化においてノーマルな性的関係」と、より幅広い権利を包含する表現に改訂している (Nilje = 1998 : 125)。このように人権として位置付けられてもなお、知的障害者の性行動・性的表現に対する態度 (以下、性的態度) は厳しいものがあると言わざるを得ない。Cuskelly & Gilmore (2007) は「知的障害者に対する性的態度は、コミュニティの包摂性を反映している」と指摘する。それは、「知的障害者が性的表現を行う際に起こる葛藤は、本人の性的感情や欲望と、支援者や家族を含む社会から規定された性規範との間で生じている」からではなかろうか (Whittle & Butler 2018 : 77)。このように社会にある性規範が知的障害者の性的人権の行使に影響を与えているならば、その性規範を問い直す必要があるといえよう。

一般的に性規範を問う際には、性的態度尺度を使用した研究が行われてきた。国内の先行研究としては、一般人の性的態度、看護職におけるセクシュアリティに対する態度尺度、看護領域における高齢者の性規範に関する性的態度尺度がある (朝倉 2002 ; 谷田 2007 ; 和田・西田 1992)。ただし、知的障害者に対する性的態度研究は管見の限り見当たらない。一方、国外では知的障害者に対する性的態度の測定を試みるための尺度が多数構成され、知的障害者に対する性的態度には、「年齢、性別、民族的背景、役割」が影響しており、家族や支援者は一般人よりも「制限的な態度」をとることが明らかにされてきた (Angus et al. 2021 : 412)。ただし、多数ある知的障害者の性的態度尺度に含まれる構成要素を横断的に検討した研究はなく、尺度構成者<sup>2)</sup> が性規範を調査する際に、どのような関心に基づき性的態度尺度を構成しているかは不明瞭なままである。今後、国外で構成された性的態度尺度を使用して国内で調査を行うとすれば、その構成要素の把握、および日本社会・文化における追加・除外すべき要素等を含む使用可能性の検討は不可欠といえよう。

よって本研究は、(1) 「知的障害者に対する性的態度尺度」の構成要素を明らかにしたうえで、(2) 日本における知的障害者に関する性的態度尺度調査での使用可能性について検討することを目的とした。

## II. 方法

知的障害者に対する性的態度尺度を用いた研究を概観し、既存尺度の構成要素や研究ギャップを明らかにするためには、スコوپングレビューの手法が適していると考えられたため、その手法を採用した。手続きは Tricco et al. (2018 : 467) による、Preferred Reporting Items for Systematic Reviews and Meta-Analyses Extension for Scoping Reviews に準拠して行った。

### 1. データベース検索

2020 年 3 月 9 日に Web of Science, CINALE, 国立情報学研究所 NII 論文情報ナビゲータ (以下、CiNii) を使用して検索した<sup>3)</sup>。検索ワードは目的に照らし、CINALE, Web of Science では [intellectual disability & attitudes & sexuality & scale or test or questionnaire or assessment or measure or inventory or instrument] とした。CiNii で

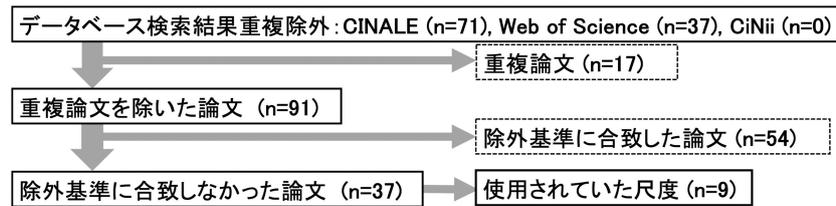


図 1 文献選定のフローチャート

表 1 対象とした文献と尺度

No. <sup>註1)</sup>	著者(年号)	尺度名または、論文タイトル <sup>註2)</sup>
1	Brown, R. D. & Pirtle, T. (2008)	Beliefs of professional and family caregivers about the sexuality of individuals with intellectual disabilities: survey items
2	Cuskelly, M. & Gilmore, L. (2007)	Attitude to sexuality questionnaire (individuals with an intellectual disability)
3	Franco, D. G. et al. (2012)	Attitudes Towards Affectivity and Sexuality of People with Intellectual Disability <sup>註3)</sup>
4	Jones, L. K. et al. (2010)	Sexuality, pregnancy and midwifery care for women with intellectual disabilities
5	Karellou, J. (2003)	The Greek Sexuality Attitudes Questionnaire—Learning Disabilities
6	Lin, Lan-Ping et al. (2011)	Caregiver attitudes to gynecological health of women with intellectual disability
7	Murray, J. L. & Minnes, P. M. (1994)	Sexuality and the Mental Retardation Attitude
8	Parchomiuk, M.(2013)	The Essence of Sexuality of Persons with an Intellectual Disability
9	Scotti, J. et al. (1996)	The Perception of Sexuality Scale

註1) 左の列に示す番号は、結果で示す表3～6の文献番号である。

註2) 尺度に名称がない論文は、論文のタイトルを記した。

註3) 文献番号3における尺度の原文はポルトガル語であり、内容を確認することができなかった。ただし、対象論文内では英語の尺度となっているため対象とした。

は、[知的障害 AND 性的 AND 態度], [知的障害 AND セクシュアリティ AND 態度] で検索を行った。文献検索時点で、Aunos & Feldman (2002) が知的障害者に対する性的態度について文献研究を行っていた。よって、それ以降の文献を検討するため、2002年1月～2020年3月までを対象として検索を行った。

## 2. 文献の選定手続き

検索の結果、CINALE 93 件、Web of Science 38 件、CiNii 0 件が表示された。それぞれのデータベース内の重複結果を除外すると、CINALE 71 件、Web of Science 37 件、計 108 件となった。108 件から対象を抽出した手続きは図 1 に示す。CINALE と、Web of Science の重複論文は 17 件あり 91 件留保した。次に当該 91 件を筆頭著者と第 3 著者が各自タイトルと抄録を読み、除外基準に合致した文献を除外した。除外基準は目的に照らして以下①～④とした（①論文以外の文献、②質問紙調査以外の手法を採用した論文、③質問紙に尺度を含まない論文、④知的障害者に対する性的態度について検討していない論文）。除外基準①～④に該当した論文が 54 件あり、91 件中 37 件を留め置いた。その 37 件の文献を、著者全員で検討し 9 尺度の使用を確認した。9 つの尺度を構成した論文情報は表 1 に示した。No.7, No.9 の尺度は 2002 年以前に構成された尺度だが、2002 年以降に当該尺度を使用した調査が行われていたため分析対象とした。

## 3. 分析方法・倫理的配慮

佐藤 (2008) の質的コーディング分析を援用して、9 尺度 252 項目の 1 項目をそれぞれ

表 2 尺度項目の内容分類結果

領域 <sup>註1)</sup>	カテゴリ	尺度数 <sup>註3)</sup>	コード
個人と親密な他者	性の健康 (20) <sup>註2)</sup>	7尺度	避妊(8) 女性に特化した疾病に係る不調とその予防(8) 医学モデル・社会モデル(3) 性感染症(1)
	性欲 (24)	6尺度	性欲の特殊性(13) 性欲のコントロール(8) 性的ニーズ(3)
	1人での性行動 (13)	6尺度	マスターベーションに対する周囲の人の態度(7) マスターベーション(4) 公共の場でのマスターベーション(2)
	性行動(性別断定しない) (16)	6尺度	性交渉に関する規範(6) 親密な関係の維持(5) キスに関する規範(4) デートに関する規範(1)
	性行動(同性) (24)	4尺度	同性パートナー 性交渉に関する規範(11) 性交類似行為(4) キス(4) 同性間での 抱き合う行為(2) 肛門性交(2) 手をつなぐ(1)
性行動(異性) (22)	3尺度	異性パートナーとの キス(4) 性交類似行為(4) 性交渉に関する規範(3) 抱き合う行為(2) デート(2) 性交渉(2) 性交類似行為に関する規範(2) 肛門性交(2) 手をつなぐ行為(1)	
地域・組織	ライフイベント (24)	7尺度	結婚・パートナー生活とその権利(13) 子を産む権利(8) 出産・子育て(3)
	性教育 (36)	6尺度	性教育の指導方針(13) 性的話題の扱い方(8) 性教育を受ける重要性(5) 身を守るための性教育(3) 性教育による弊害(3) 月経教育(3) 指導者の自信(1)
	生活環境 (11)	4尺度	環境(生活)(8) 支援(2) 家庭での対処(1)
社会	権利の尊重 (12)	6尺度	性的自己決定権(5) 法的権利(4) 自己決定(3)
	優生思想 (22)	6尺度	不妊手術(14) 出産・子育てに関する制限(5) 知的障害の遺伝(3)
	セクシュアリティに関する社会の態度 (25)	6尺度	性情報からの影響(7) エターナルチャイルド(6) 性行動に伴う責任(4) 保護(3) 疾病・症状の発症に関する比較(3) 性犯罪(2)
概念	セクシュアリティの概念(3)	2尺度	セクシュアリティの概念(3)

註1) 領域とは、各カテゴリを代表する名称ではなく、空間的な要素で結果の整理のために便宜的に分類したものである。

註2) ( )の数字は、コードまたはカテゴリに含まれる項目数である。

註3) 尺度数には、当該カテゴリが、いくつの尺度の項目から構成されているかを示している。

セグメントとみなし、意味内容で分類した。具体的には類似する項目をカテゴリ化し、その適切さを、その都度、筆頭著者から第4著者の4名で検討した。その分類に関するスーパーヴァイズを最終著者が行った。なお、本研究は日本社会福祉学会研究倫理規定および研究ガイドラインを遵守して実施した。本研究に際して開示すべき利益相反はない。

### III. 結果

分析の結果、カテゴリは表2に示すとおり(1)性の健康、(2)性欲、(3)1人での性行動、(4)性行動(性別断定しない)、(5)性行動(同性)、(6)性行動(異性)、(7)ライフイベント、(8)性教育、(9)生活環境、(10)権利の尊重、(11)優生思想、(12)セクシュアリティに関する社会の態度、(13)セクシュアリティの概念が抽出された。この13カテゴリに55コードが含まれた。13カテゴリを整理するために、各カテゴリの有する空間的な要素を踏まえて「領域」として分類したが、この「領域」はカテゴリを代表する名称ではない。これ以後、カテゴリ名称は[ ]で、コード名称は〈 〉で括って示す。

カテゴリがいくつの尺度の項目から構成されたかを確認すると、項目数が10を超えるカテゴリのうち、[性行動(異性)]は3尺度、[生活環境]、[性行動(同性)]は4尺度と半数以下の尺度から構成されていたが、それ以外のカテゴリは6~7尺度からカテゴリ化された。[性行動(異性)]、[性行動(同性)]に対し、[性行動(性別断定しない)]が含む尺度が多いのは、「知的障害者」との表現が項目の主語として繰り返し使用され、性別の記載がない尺度が過半数を占めたためである。項目に性別が示されたのは、文献番号

表 3 知的障害者の性的表現に対する態度尺度の構成要素：「個人と親密な他者」の領域 (1)

カテゴリー	コード	文献-項目No.	代表的な項目
性の健康	避妊 (8)	5-18.	A LD woman cannot be trusted to use the pill reliably as a contraception.
		7-7.	Persons with mental retardation should be able to get contraceptives when they want them.
	性感染症 (1)	1-17.	Discussion of AIDS and other sexually transmitted diseases will only serve to scare individuals with intellectual disabilities.
	女性に特化した疾病に係る不調とその予防 (8)	6-4.	Concern for irregularity of menstrual period.
		6-21.	Breast mammography is necessary.
医学モデル-社会モデル (3)	8-6.	Intellectual disability requires mainly medical intervention.	
性欲	性欲のコントロール (8)	8-33.	Individuals with intellectual disability are not able to control their sexual drive.
		3-6.	The person with intellectual disability are unable to control their sexual impulses.
	性欲の特殊性 (13)	2-8.	Medication should be used as a means of inhibiting sexual desires in women(men) with ID.
		8-34.	The strength of sexual drive in individuals with intellectual disability is often related to their intelligence.
		5-42.	LD people usually have stronger than average sex drives.
性的ニーズ (3)	6-34.	Sexual needs in individuals with intellectual disability are often weaker than in non-disabled individuals.	
	7-16.	Persons with mental retardation have less need for sex than other people.	
1人での性行動	マスターベーション(4)	8-35.	Most individuals with intellectual disability masturbate.
	公共の場でのマスターベーション(2)	5-13.	It is unacceptable for a LD person to masturbate in public.
		5-25.	Staff should stop LD clients from masturbating.
	マスターベーションに対する周囲の人の態度(7)	3-13.	When the individual with intellectual disability are found masturbating, they should be promptly reprimanded.

・正式な日本語訳がなされていないため、原文のまま引用している。よって知的障害に関する表記は原文のまま、intellectual disabilities, ID, LD, mental retardationとなっている。

・カテゴリー内に示した( )内数値は、項目数である。

1, 2, 4, 6 の尺度のみであった。文献番号 1 の尺度は 1 項目のみ女兒を扱い、文献番号 4, 6 の尺度はその尺度・論文名にあるとおり、女性のみが質問項目に示されていた。よって、知的障害男性、知的障害女性を分けて検討できる尺度は、文献番号 2 の尺度のみである。また、最も多く項目を含むカテゴリーは [性教育]、次に [セクシュアリティに関する社会の態度] があり、これらのカテゴリーでは、規範意識を問う項目が多く含まれていた。以下から「個人と親密な他者」、「地域・組織」、「社会」、「概念」という領域で結果を整理する。

### 1. 「個人と親密な他者」の領域にあるカテゴリー・コード群

表 2 に示すとおり「個人と親密な他者」の領域では [性の健康]、[性欲]、[1 人での性行動]、[性行動 (性別断定しない)]、[性行動 (同性)]、[性行動 (異性)] の 6 カテゴリーが含まれ、項目数も 119 と約半数を占めた。[性行動 (同性)]、[性行動 (異性)] は、4 尺度以下からのカテゴリーだが、[性の健康]、[性欲]、[1 人での性行動]、[性行動 (性別断定しない)] は 6 尺度以上から構成され、尺度作成の際に不可欠なカテゴリーといえる。

本領域のカテゴリー、コード、および代表的な項目は、表 3, 4 に分けて整理した。表 3 に示す通り [性の健康] では、〈避妊〉の情報提供に関する規範や、避妊方法、その時期の選択、〈女性に特化した疾病に係る不調とその予防〉などの検診・生活習慣に関する項目が多く、〈性感染症〉は 1 項目のみだった。[性欲] では、知的障害者を〈性的ニーズ〉を

表 4 知的障害者の性的表現に対する態度尺度の構成要素：「個人と親密な他者」の領域 (2)

カテゴリ	対象	コード	文献-項目No.	代表的な項目
性行動 (性別 断定 しない)	他者・ パート ナーと の	親密な関係の維持 (5)	8-23.	Individuals with intellectual disability are very unlikely to form happy relationships with each other.
		キスに関する規範 (4)	5-65.	It is unacceptable for LD adults to briefly kiss in private.
		デートに関する規範 (1)	1-14.	Dating among individuals with intellectual disabilities should not be encouraged.
		性交渉に関する規範 (6)	1-25.	I believe sex outside of marriage is wrong even for individuals with intellectual disabilities.
			2-18.	Sexual intercourse should be permitted between consenting adults with ID.
性行動 (同性)	同性・ 同性 パート ナーと の	手をつなぐ (1)	9-17.	Holding hands in public with a partner of the same sex.
		抱き合う行為 (2)	9-19.	Hugging in private with a partner of the same sex.
		キス (4)	9-22.	Brief kissing in private with a partner of the same sex.
		性交類似行為 (4)	9-27.	Oral sex without a condom with a partner of the same sex.
		肛門性交 (2)	9-28.	Anal sex with a condom with a partner of the same sex.
		性交渉に関する規範 (11)	5-36.	Homosexual activity should not be permitted between people with LD.
			5-7.	Homosexuality between consenting LD people should be permitted.
性行動 (異性)	異性・ 異性 パート ナーと の	手をつなぐ (1)	9-2.	Holding hands in public with a partner of the opposite sex.
		抱き合う行為 (2)	9-4.	Hugging in private with a partner of the opposite sex.
		デート (2)	7-4.	Adolescents with mental retardation need times to meet with the opposite sex privately.
		キス (4)	9-7.	Brief kissing in private with a partner of the opposite sex.
		性交類似行為 (4)	9-13.	Oral sex with a condom with a partner of the opposite sex.
		性交類似行為に関する規範 (2)	5-30.	Sexual activities between male and female people with LD should not be allowed.
		性交渉 (2)	9-11.	Vaginal intercourse with condom with a partner of the opposite sex.
		性交渉に関する規範 (3)	7-1.	A man and a woman who have mental retardation have been caught having sexual intercourse should be kept apart.
		肛門性交 (2)	9-15.	Anal sex with a condom with a partner of the opposite sex.

・正式な日本語訳がなされていないため、原文のまま引用している。よって知的障害に関する表記原文のまま、intellectual disabilities, ID, LD, mental retardationとなっている。  
 ・文献番号9の項目は、全て回答者に対して各行為の容認できる度合いについて尋ねている。  
 ・カテゴリ内に示した ( ) 内数値は、項目数である。

持たない存在、逆に〈性欲の特殊性〉あるいは〈性欲のコントロール〉が困難な存在かが問われていた。具体的な性欲のコントロール方法として投棄を示す項目が2項目あった。

次に表3 [1人での性行動] および、表4 [性行動 (性別断定しない)], [性行動 (同性)], [性行動 (異性)] の内容に焦点を当てる。カテゴリ毎に項目数を比較すると、同性を対象とした項目が24, 異性を対象とした項目は22, 性別を断定しない項目が16, 1人での性行動が13示された。ここから同性, 異性を対象とした性行動がほぼ同程度取り扱われていることがわかる。項目内容の多くは、性行動と条件を変えて、知的障害者のどのような性行動がどの条件なら容認できるかを問うていた。具体的な性行動は、コードに示す通り手をつなぐ行為, キス, 抱き合う行為, 性交類似行為等, 多種多様な性行動が想定されている。表3, 4に示すとおり、領域内で最も多く項目を含むコードは〈性欲の特殊性〉, 次いで〈同性・同性パートナーとの性交渉に関する規範〉であった。性欲, 性表現, 性行動そのものだけでなく、その行為に対する回答者の規範意識を問う項目が散見された。

表 5 知的障害者の性的表現に対する態度尺度の構成要素：「地域・組織」の領域

カテゴリー	コード	文献-項目No.	代表的な項目	
ライフイベント	結婚・パートナー生活とその権利 (13)	1-16.	Individuals with intellectual disabilities should not get married. They can not understand what goes into a relationship of this kind.	
		2-28.	Marriage between adults with ID does not present society with too many problems.	
	子を産む権利 (8)	2-22.	Women(Men) with ID have the right to marry.	
		4-15.	Adults with intellectual disabilities should be permitted to have children.	
		4-53.	Every person, LD or not, has the right to have children.	
生活環境	環境(生活) (8)	2-1.	With the right support, women(men) with ID can rear well adjusted children.	
		2-19.	Group homes or hostels for adults with an intellectual disability should be either all male or all female, not mixed.	
	支援 (2)	6-17.	There should be residential facilities for persons with mental retardation who are married.	
性教育	性教育の指導方針 (13)	家庭での対処 (1)	3-9.	The issues of sexuality must be dealt at the home of individual with intellectual disability.
		性的話題の扱い方 (8)	1-3.	Individual with intellectual disabilities should be taught that sex is an essential part of life.
			1-7.	Individual with intellectual disabilities should not be taught about their sexual body parts.
			1-26.	Everyone who can understand sex education should be instructed.
	性教育を受ける重要性 (5)	1-27.	Birth-control methods should be stressed in sex education for individuals with intellectual disabilities.	
		5-14.	It is the institution's duty to provide sex education.	
		1-34.	Moral consideration about sexual behavior should be discussed with the individual with intellectual disabilities.	
		1-13.	Petting and 'making out' should not be discussed, it only gives individuals with intellectual disabilities ideas.	
	身を守るための性教育 (3)	3-21.	It is important that young people with intellectual disabilities have information in the context of sex education.	
		5-13.	Sex education is more important for women with ID than women without ID.	
		1-28.	Sex education could make individuals with intellectual disabilities aware of dangers, and help them protect themselves.	
性教育による弊害 (3)	1-12.	Sex education may confuse and mislead individuals with intellectual disabilities.		
月経教育 (3)	5-3.	It is the institution's duty to provide menstrual education.		
指導者の自信 (1)	5-15.	Feel confident in teaching sex education for women with ID.		

・正式な日本語訳がなされていないため、原文のまま引用している。よって知的障害に関する表記は原文のまま、intellectual disabilities, ID, LD, mental retardationとなっている。  
 ・カテゴリ内に示した( )内数値は、項目数である。

## 2. 「地域・組織」の領域にあるカテゴリ・コード群

表 2 のとおり「地域・組織」の領域は、[ライフイベント]、[性教育]、[生活環境] の 3 カテゴリから成り、それぞれのカテゴリは 4 尺度以上から構成された。

本領域内のカテゴリ等は表 5 に示す。特に [ライフイベント] は 7 尺度と最も多くの尺度から構成され、性的態度尺度作成における重要な要素である。ただし、[ライフイベント] として取り上げられたのは、結婚・パートナー生活と出産・子育てのみであった。項目では当該ライフイベントを経験する権利の有無、ならびにその是非を尋ねている。[生活環境] では、性別で分けられた居住施設や住居内でのプライバシーに関する項目が多く、集団で過ごす〈環境(生活)〉に関する認識を問う項目がほとんどを占める。[性教育] は 6 尺度から構成されていたが、項目数は最も多く 36 項目であった。[性教育] では、その指導や話題の持ち方に関する認識を尋ねる項目が多い。〈性教育の指導方針〉では、知的障害者にも性教育が人生・生活において欠かせない側面として教える必要性が問われた。一方、〈性教育による弊害〉では性教育により知的障害者が混乱、誤解する可能性、〈性的話題の扱い方〉ではペッティングや愛撫などの極めてプライバシー性の高い性的話題の共有により「寝た子を起こす」ことへの懸念についても問われている。それ故で

表 6 知的障害者の性的表現に対する態度尺度の構成要素：「社会」の領域、及び「概念」の領域

領域	カテゴリ	コード	文献-項目No.	代表的な項目	
社会	権利の尊重	法的権利 (4)	1-1.	Adults with intellectual disabilities should have full human and legal rights.	
		自己決定 (3)	6-10.	As far as possible individuals with intellectual disability should be included in the process of taking decisions on issues related to their own support.	
		性的自己決定権 (5)	3-16.	The person with intellectual disability are capable of making decisions about your own life.	
			3-8.	The person with intellectual disability are entitled to their sexuality.	
			5-41.	The LD should be sterilised.	
	優生思想	不妊手術 (14)		1-20.	Sterilization should be used because it alleviates problems for the individual with intellectual disabilities and their parents.
				2-24.	Whenever possible, women(men) with ID should be involved in the decision about their being sterilised.
		出産・子育てに関する制限 (5)	4-4.	Sterilization should not be a condition for marriage by adults with an intellectual disability.	
		知的障害の遺伝 (3)	5-66.	Under no circumstances should the LD have children.	
	社会の態度に関する	保護 (3)	8-18.	Intellectual disability is always inherited, hence individuals with disability should not be allowed to have children.	
		セクシュアリティ	エターナルチャイルド (6)	1-8.	Individuals with intellectual disabilities should be protected from discussions concerning sex.
				1-29.	Individuals with intellectual disabilities should be shielded from situations that awaken desires.
		性犯罪 (2)	8-14.	Individuals with intellectual disability are in most cases "forever children" and require constant care.	
		性情報からの影響 (7)	8-21.	Individuals with intellectual disability tend to commit sexual-related crimes.	
		性行動に伴う責任 (4)	3-12.	The individual with intellectual disability should not have access to magazines or newspapers with photographs of nude or semi-nude.	
疾病・症状の発症に関する比較 (3)		2-27.	Women(Men) with ID are more easily stimulated sexually than people without ID.		
		5-38.	Most LD people would be unable to make responsible decisions about sex.		
	5-8.	Earlier menopause onset than general population.			
概念	セクシュアリティの概念 (3)	3-1.	Sexuality is one of the important dimensions the life of every human being.		

・正式な日本語訳がなされていないため、原文のまま引用している。よって知的障害に関する表記は 原文のまま、Intellectual disabilities, ID, LD, mental retardation となっている。  
 ・カテゴリ内に示した ( ) 内数値は、項目数である。

あろうか、〈性教育の指導方針〉では、マスターベーションや避妊法を教える是非、知的障害者の中でも性教育を行う対象を限定すべきかを問う項目も散見された。逆に〈性教育を受ける重要性〉、〈身を守るための性教育〉では、その重要性を問うている。〈性教育を受ける重要性〉では、知的障害者は知的障害がない者より性教育が重要かを問う項目が多い。他方〈身を守るための性教育〉では性的搾取等の危険回避のために、性教育を受講が不可欠か否かを問うていた。他方、知的障害女性に対する〈月経教育〉の在り方、性教育を行う〈指導者の自信〉は、各々 1 尺度にのみ示され、関心は強くないといえる。

### 3. 「社会」の領域、ならびに「概念」の領域にあるカテゴリ・コード群

表 2 に示すとおり「社会」の領域は、[権利の尊重]、[優生思想]、[セクシュアリティに関する社会の態度] の 3 カテゴリからなる。この領域はどのカテゴリも 6 尺度から構成された。一方、「概念」の領域は 2 尺度から構成され、限定的に用いられていた。

この 2 領域のカテゴリなどは表 6 に示す。まず「社会」の領域の [セクシュアリティに関する社会の態度] には、無垢な〈エターナルチャイルド〉<sup>4)</sup>、あるいは〈保護〉の客体としての知的障害者のイメージをもっているかが問われる一方、〈性情報からの影響〉や〈性行動に伴う責任〉に関する懸念を問う項目が多い。最も項目数が多い〈性情報からの影響〉では、知的障害があることにより、性的情報に過剰に反応するのではないかという誤認または懸念、その懸念から情報のアクセスを制限する手段をとることに関する認識

が問われていた。[優生思想]では、〈知的障害の遺伝〉や〈不妊手術〉、〈出産・子育てに関する制限〉などの人権侵害と捉えられる強制不妊手術に関連する項目も散見される。一方、[権利の尊重]では、〈性的自己決定権〉や〈法的権利〉なども問われた。これらのことから、本領域の項目は「知的障害者も性的な権利を享有する存在」と認識しているかを問うているともいえる。

他方、「概念」の領域のカテゴリ，コードは一つであった。この領域は一般的には性教育で用いられる，科学的な知識をもとにした抽象的な文言が示されていた。

#### IV. 考察

本研究は、「知的障害者に対する性的態度尺度」の構成要素を明らかにしたうえで、現代の日本社会における知的障害者に関する性的態度尺度調査での使用可能性について検討することを目的としたスコーピングレビューを行った。文献レビューにより抽出した性的態度尺度の項目について質的分析を実施した結果、(1)性の健康、(2)性欲、(3)1人での性行動、(4)性行動(性別断定しない)、(5)性行動(同性)、(6)性行動(異性)、(7)ライフイベント、(8)性教育、(9)生活環境、(10)権利の尊重、(11)優生思想、(12)セクシュアリティに関する社会の態度、(13)セクシュアリティの概念が抽出された。(13)セクシュアリティの概念以外は3尺度以上からカテゴリライズされ、(1)～(12)までのカテゴリが、知的障害者の性的態度尺度の主たる構成要素といえる。13カテゴリの中に55のコードが示されていた。以下から各領域内のカテゴリなどについて考察を加える。

##### 1. 「個人と親密な他者」の領域にあるカテゴリ・コード群

「個人と親密な他者」の領域にあるカテゴリの項目では、知的障害者の性行動などを容認できるかという規範意識を尋ねる項目が多かった。和田・西田(1992)ほか、国内の性的態度尺度において性行動等として示された具体的単語は、性欲、性交・性行為、性的関係のみである。それに対して今回対象とした尺度では、同性・異性によらず性行動などがバリエーション豊かに想定されていることがコードからも明らかである。その性行動などは和田・西田(1992)の尺度にあるような婚外の性的関係や、性行為で他者を支配するなどの、他者の権利を侵害する行為は問われていない。あくまで尺度構成者は知的障害者が享有する性的人権の行使を容認し得るかを問うていた。[性欲]は、性的ニーズの項目よりも、性欲の強弱を含む特殊性やコントロールに関する項目が多い。Whittle & Butler(2018: 79)は「知的障害者を『強い性欲をもつ存在』或いは『無性の存在』とみなす文化的信念がどの文化圏でもみられるようだ」と指摘する。項目の構成から、尺度構成者はそのような知的障害者の性欲に係る文化的信念、いわば社会規範の検討を試みているといえる。他方、[性の健康]における〈避妊〉は、単独で8項目ととりわけ多く尺度構成者の関心の高さがうかがえた。

##### 2. 「地域・組織」の領域にあるカテゴリ・コード群

「地域・組織」の領域である[ライフイベント]、[生活環境]では、そもそも知的障害者の結婚や出産・子育てをする権利の享有について問う質問項目が多い。それに加えて、

同じ生活圏で異なる性別の者と暮らすことの選択、夫婦・パートナーとの関係の形成・維持についても問われた。さらには出産・子育ての是非、およびその遂行能力の保有に関する認識も問われていた。保護の対象とみなされやすい高齢者に対する性規範の項目を含む朝倉（2002）、谷田（2007）の尺度においても、性的人権の享有を問う項目はない。これは知的障害者に対する性的態度に特有の項目であり、彼らがより「保護の客体」とみなされやすいことを反映していると考えられる。[性教育]の項目では、人権擁護の立場での表現がある一方、「避妊」を強調した性教育や、性的搾取から〈身を守るための性教育〉といった「再生産を忌避する規範」に対する尺度構成者の関心が垣間見える。また尺度構成者は、市井の人々が知的障害者への性教育が「寝た子を起こす」ことになるという懸念をもっていることを認識しているからか、性教育の対象となるのは性について課題が見られる「一部の知的障害者」であるかなども問われていた。これらの[性教育]の項目からは、知的障害者に対する性教育の在り方について、人権に基づく認識とノーマライズされていない社会規範の乖離を捉えようとしている構成がうかがえる。

### 3. 「社会」の領域ならびに「概念」の領域にあるカテゴリ・コード群

「社会」の領域に示されたカテゴリでは、誰もが享有する性的な権利と、知的障害ゆえに生じるその権利行使に伴って発生し得る弊害に関する懸念が多く項目で問われていた。後者は、尺度構成者が社会にある懸念を想定して作成した項目であると考えられる。その懸念は「知的障害者」は〈エターナルチャイルド〉である、あるいは「判断能力が不十分なまま」であるという社会にあるイメージに沿って導き出されたと考えられる。具体的には、性情報による過剰な性的欲求の喚起への懸念が提示され、「子ども」のように性情報へのアクセスが遮断される状況が想定された項目が多くある。さらに彼ら自身が性的同意や性に関する法律上の規制などの理解と判断能力を保有している／できるのか、性行為の結果起こり得る妊娠について、彼ら自身が責任をとることが可能かという懸念も提示されていた。

また、[優生思想]、[セクシュアリティに関する社会の態度]に含まれるコードはそのほとんどがネガティブかつ保護的な項目であった。このことから知的障害者の性に対する消極的・否定的なイメージの背景を明らかにしようとする尺度構成者の意図がうかがえた。一方で、[優生思想]に関する項目のうち多くを占めた〈不妊手術〉については、不妊手術の可否だけでなく、知的障害者本人が話し合いに参加すべきかどうかを問う項目も見られた。これは不妊手術を行う際の人権保障への配慮ととらえることも可能であり、不妊手術の是非を超えた議論が国外にあることをうかがわせた。

### 4. 総合考察

全領域のカテゴリとコードについて横断的に見わたすと、知的障害者が性的人権を享有する主体的存在か、保護の客体と認識しているかという点が一貫して問われていた。すなわち、尺度構成者および研究者は、この点を明らかにすることを目的として尺度を使用した調査を行ってきたといえよう。そのなかでも「生殖」とそれに関連した項目が多くのカテゴリ・コードで言及されていることが目立つ。具体的には、「個人と親密な他者」に関する領域の[性の健康]および性行動に関する項目、「地域・組織」に関する領域の全

カテゴリ、「社会」の領域の「権利の尊重」および「優生思想」等である。Angus et al. (2021 : 412) の文献レビューによれば「一般人と比較して支援者や保護者が制限的な態度をとっている」とされ、国外の支援者においては性を規制する規範があることが推察される。国内の研究においても、支援者には「性交渉、さらには生殖を統制する規範」の存在が指摘されている（鈴木 2013 : 16）。そして河東田（1999 : 126-7）は、知的障害者の性に関する偏見として「体が成長しても性的に成熟しない」、あるいは「仮に、性的に成熟しても、彼らには、性的成熟を統御できる力がない（または弱い）」、「子どもを育てる能力がない」等が存在することを指摘する。これらを踏まえれば、知的障害者への性的態度における関心事の要素は国外との共通項も多く、今日の日本における調査で使用できる可能性は高い。

ただし、以下 2 点については項目の検討が必要である。1 点目はここ 10 年の社会の変化である。分析対象となった尺度は、最新の尺度でも作成後 10 年が経過しているため、「性の二重基準」<sup>5)</sup>によるジェンダーへの影響、ICT 機器の普及による SNS などネット情報および性情報へのアクセスの簡易化などによる性規範への影響が想定される。2 点目に、国外にはみられない日本社会の特性である。例えば性風俗利用の法的位置付け、コンビニなどの風俗雑誌のゾーニングの曖昧さなどによる性規範への影響も予想される。これらを考慮したうえで、尺度を再構成する必要がある。

## V. 本研究の結論と限界

知的障害者に対する性的態度尺度の構成については、これまで具体的に検討されていなかったが、本研究により 13 カテゴリ・55 コードで構成されていることが明らかになった。知的障害者に対する性的態度尺度の構成要素を横断的に検討した結果、尺度は「彼らも性的人権を享有する主体的存在か、保護の客体と認識しているか」を検討するために用いられていることが示唆された。とりわけ知的障害者の生殖に関する要素が極めて多く、「生殖と性行為に関する規範」に対する尺度構成者および研究者の関心の強さがうかがえた。日本においても知的障害者を取り巻く環境は類似しており、国外で構成された性的態度尺度ではあるが日本でも使用できる可能性は高い。ただし調査を実施する際には、近年の社会状況を反映した項目、ならびに日本社会のコンテキストを反映した項目の検討が不可欠である。

また、本稿は国外において構成された尺度が日本で実際に適用可能かどうかということまでは明らかにできておらず、今後日本での性的態度尺度を使用した調査が求められる。そのような調査を実施する際には、専門職のみならず一般市民や家族等に対しても行い、知的障害者の性的人権保障に向けた具体的な検討を進めることが今後の課題である。

## 付記

本研究は、日本発達障害学会第 56 回研究大会にて発表した内容をもとに、大幅に加筆修正を加えたものである。

## 注

- 1) 本研究では、セクシュアリティを「身体、感情的な愛着と愛、セックス、ジェンダー、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性的親密さ、快楽と生殖についての理解と、これらの関係性を含む、人間であることの中核として理解される可能性があるもの。複雑で生涯にわたって進化する生物学的、社会的、心理的、精神的、宗教的、政治的、法的、歴史的、倫理的、文化的な側面が含まれる (UNESCO et al. = 2020 : 32).」と定義する。
- 2) 本研究での尺度構成者とは、分析対象とした尺度を作成した研究者を指す。その他、分析対象の尺度を使用して調査研究を行った者等については、研究者と表記する。
- 3) 知的障害者に対する態度尺度を検討するにあたり不可欠な人文社会学、保健学に関する文献を多く含むデータベースを著者全員で検討のうえ、検索作業を行った。
- 4) 「知的障害者はその年齢相応の市民権をもたず、子どもとして認識され扱われて」おり、その状況について **eternal child / children** と呼称されている (Starke et al. 2016 : 327)
- 5) ジェンダー論では男性は性的に奔放であってもいいが、女性は貞淑であることを求められるという「性の二重基準 (ダブルスタンダード)」がある。例えば林 (1995 : 194) は、「女性には貞淑を、男性には寛容を標榜した『性の二重基準』が、日本社会全体を覆う社会通念であった」と指摘する。

## 引用文献

- Angus, L., Yau, M., Franklin, R. C. et al. (2021) Public Opinion on the Sexuality of People with Intellectual Disabilities: A Review of the Literature, *Sexuality and Disability*, 39, 395–419.
- 朝倉京子 (2002) 「『セクシュアリティに対する態度尺度』尺度の開発に関する研究」『日本保健医療行動科学学会年報』 17, 85–113.
- Aunos, M. and Feldman, M. A. (2002) Attitudes Towards Sexuality, Sterilization and Parenting Rights of Persons with Intellectual Disabilities, *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*, 15, 285–96.
- Brown, R. D. and Pirtle, T. (2008) Beliefs of Professional and Family Caregivers about the Sexuality of Individuals with Intellectual Disabilities: Examining Beliefs Using a Q-methodology Approach, *Sex Education*, 8(1), 59–75.
- Cuskelly, M. and Gilmore, L. (2007) Attitudes to Sexuality Questionnaire (Individuals with an Intellectual Disability): Scale Development and Community Norms, *Journal of Intellectual and Developmental Disability*, 32, 214–21.
- Franco, D. G., Cardoso, J. and Neto, I. (2012) Attitudes Towards Affectivity and Sexuality of People with Intellectual Disability, *Sexuality and Disability*, 30, 261–87.
- Gilmore, L. and Chambers, B. (2010) Intellectual Disability and Sexuality: Attitudes of Disability Support Staff and Leisure Industry Employees, *Journal of Intellectual Developmental Disability*, 35(1), 1–22.
- 林 千代 (1995) 「社会福祉と婦人保護事業」 林 千代編・婦人福祉研究会著『現代の売

- 買春と女性——人権としての婦人保護事業をもとめて』ドメス出版, 187–201.
- Jones, L. K., Binger, T. E., McKenzie, C. R. et al. (2010) Sexuality, Pregnancy and Midwifery Care for Women with Intellectual Disabilities: A Pilot Study on Attitudes of University Students, *Contemporary Nurse*, 35(1), 47–57.
- Karellou, J. (2003) Development of the Greek Sexuality Attitudes Questionnaire—Learning Disabilities (GSAQ LD), *Sexuality and Disability*, 21, 113–35.
- 河東田 博 (1999) 「第5章性の権利と性をめぐる諸問題」松友 了編著『知的障害者の人権』明石書店, 123–45.
- Lin, L. P., Lin, J., Chu, C. M. et al. (2011) Caregiver Attitudes to Gynecological Health of Women with Intellectual Disability, *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, 36 (3), 149–55.
- Murray, J. L. and Minnes, P. M. (1994) Staff Attitudes Towards the Sexuality of Persons with intellectual Disability, *Australia and New Zealand Journal of Developmental Disabilities*, 19(1), 45–52.
- Nilje, B. (1969) The Normalization Principle and its Human Management Implications, Kugel, R. B. and Wolfensberger, W. eds. *Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded: Presidents Committee on Mental Retardation*, 179–95. (= 1998, 河東田 博・橋本由紀子訳『[新訂版] ノーマライゼーションの原理——普遍化と社会変革を求めて』現代書館.)
- Nilje, B. (1985) The Basis and Logic of the Normalization Principle, *Australia and New Zealand Journal of Developmental Disabilities*, 11(2), 65–8. (= 1998, 河東田 博・橋本由紀子訳『[新訂版] ノーマライゼーションの原理——普遍化と社会変革を求めて』現代書館.)
- Parchomiuk, M. (2013) Model of Intellectual Disability and the Relationship of Attitudes Towards the Sexuality of Person with an Intellectual Disability, *Sexuality and Disability*, 31, 125–39.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法——原理・方法・実践』新曜社.
- Scotti, J. R., Slack B. S., Bowman, R. A. et al. (1996) College Student Attitude Concerning the Sexuality of Persons with Mental Retardation: Development of the Perceptions of Sexuality Scale, *Sexuality and Disability*, 14, 249–63.
- Starke, M. Rosqvist, H. B. and Kuosmanen, J. (2016) Eternal Children? Professionals' Constructions of Women with an Intellectual Disability Who are Victims of Sexual Crime, *Sexuality and Disability*, 34, 315–28.
- 鈴木 良 (2013) 「知的障害者の地域移行における性の統制過程に関わる一考察」『京都女子大学生生活福祉学科紀要』9, 9–18.
- 谷田恵美子 (2007) 「高齢者の性規範から考えるケア——高齢者・中年・若者の世代の分散構造分析による比較」『看護・保健科学研究誌』7(2), 109–16.
- Tricco, A., Lillie, E., Zarin, W., et al. (2018) PRISMA Extension for Scoping Reviews (PRISMA-ScR): Checklist and Explanation, *Annals of Internal Medicine*, 169(7), 467.
- UNESCO, UNAIDS, UNFPA, et al. (2018) *International Technical Guidance on Sexu-*

*ality Education: An Evidence-Informed Approach (Revised Edition)*, 32–9. (= 2020, 浅井春夫・良 香織・田代美江子・ほか訳『改訂版国際セクシュアリティ教育ガイダンス——科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店.)

和田 実・西田智男 (1992) 「性に対する態度及び性行動の規定因」『社会心理学研究』7, 54–68.

Whittle, C. and Butler, C. (2018) Sexuality in the Lives of People with Intellectual Disabilities: A Meta-Ethnographic Synthesis of Qualitative Studies, *Research in Developmental Disabilities*, 75, 68–81.

# **Components of Scales for Attitudes Toward Sexual Expression and Behavior of Adults with Intellectual Disability for Support Staffs: Study of Scale Items through Scoping Reviews**

Wakae NOBUHARA, Yuko KADOSHITA, Ai TAKESHI, Rika SAKAI,  
Masaru NAGAWA

The purpose of this study was to clarify the components of “the scales of sexual attitudes toward adults with intellectual disabilities (AwID)” (the scales) and to examine the possibility of the scales use in a survey in Japan. The scoping review method was used to extract the scales from Web of Science, CINALE, and CiNii. Qualitative coding analysis was performed to categorize the items contained in the scales. As a result, the following 13 categories were derived: sexual health, sexual desires, sexual behavior (by themselves, between individuals of the no reference to sex or same sex or opposite sex), life events, sexuality education, living environment, respect for rights, Eugenics, social attitudes toward sexuality and concept of sexuality. An examination across these categories revealed that the scales consist of items that determine whether support staffs perceive AwID as subjects who enjoy sexual rights. In addition, many items were related to “reproduction”, indicating the researchers’ high interest in “norms related to reproduction and sexual behavior”.

**Key Words:** Intellectual disability, Sexual expressions, Attitude scale, Sexual norms, Human rights